

認可・確認部会審議内容

認可・確認部会での審議において出された意見の概要とそれに対する札幌市の考え方について、以下のとおりまとめました。

対象事項	意見の概要	札幌市の考え方
面積基準 【幼保連携型認定 こども園・ 地域型保育事業】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児室や保育室の面積は国基準より上乗せすべき。 ○ 屋上園庭は面積算入すべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 札幌市では、保育所の乳児室の面積基準について、乳児1人当たりの面積1.65㎡以上から3.3㎡以上の上乗せしており、現行基準により保育の質は確保されているものと考えています。 □ 国の基準では、屋上の面積算入は原則不可としており、一定要件を満たす場合に特例的に認めるものです。屋上園庭は、用地が不足し、地上に利用可能な場所がない場合に限り利用が可能で、防災や安全性等に留意することとなっています。
食事の提供方法 【幼保連携型認定 こども園】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1号認定の子どもと2号認定の子どもには同じ食事を提供すべき。 ○ 既存の幼稚園からの移行についても自園調理とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断となりますが、食事を提供する場合、札幌市では、自園調理を義務付けする上乗せを考えています。 □ しかし、札幌市としては、当該認定こども園の設置推進を図っていくことから、既存の幼稚園から移行する場合には、1号認定の子どもに食事を提供する際、特例的に、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、食事の外部搬入を認める基準案としていますが、1号認定の子どもと2号認定の子どもで同じ食事内容となるよう、自園調理を促進していきたいと考えています。
職員配置 【幼保連携型認定 こども園】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士配置基準は国基準より上乗せすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 職員の配置については、国の子ども・子育て会議において、基準の引き上げについて意見が出されており、国では、公定価格の議論の中で基準を決定するとし、今後、当該基準に応じた公定価格が定められることとなります。 □ 現在、国では、職員配置基準の引き上げを検討しているところです。
保育士割合 【小規模保育事業】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育従事者は保育士にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 小規模保育事業B型・C型の保育士割合については、札幌市子ども子育て会議認可・確認部会におけるご意見を踏まえて上乗せを行います。 □ 札幌市の補助事業の「さっぽろ保育ルームB型」の基準は保育士割合を2/3以上としており、一定の質が確保された保育を実施できていると判断されますことから、小規模保育事業B型は保育士割合を2/3以上とするという上乗せを行います。 □ 札幌市の家庭的保育事業は、保育士割合にすると1/2以上となっており、必要な研修の実施の他、連携施設からの支援、保育ママから保育士資格を有しない従事者への指導を行うこと等により、一定の質が確保された保育を実施できていると判断されますことから、小規模保育事業C型の家庭的保育者は必要な研修を修了した保育士とするという上乗せを行います。 □ 札幌市では小規模保育事業の中ではA型が最も望ましいと判断しており、保育ニーズに応える手法として小規模保育事業を用いる場合には、A型を基本としたいと考えています。